



一般  
社団法人

# 相模原青色申告会 からののお知らせ

電話 (042) 756-4104

FAX (042) 753-5836

## 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(平成30年以後の所得税について適用されます)

### (1) 配偶者控除 (所法83)

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました(所法83①)。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

### (2) 配偶者特別控除 (所法83の2)

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(改正前:38万円超76万円未満)とし、その控除額が次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています(所法83の2①②)。

	配偶者の合計所得金額	居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

## 弥生会計体験教室

### 青色申告特別控除65万円適用のために

弥生会計体験教室は、「これから記帳をパソコンで」という方を対象に【弥生会計18】を使用し、会計ソフトの体験を行います。

実際に体験してから、導入するかご検討ください。

<日時> 5月28日(月)・29日(火)

上記のうち、いずれか1日受講

各日程とも、午前10時から午後4時頃まで

<会場> 青色会館 3階会議室(相模原市中央区中央3-11-5)

<申込み> 事前に電話かFAXで希望の日付を指定してお申込みください。

<定員> 5名《定員になり次第締め切ります。》

<受講料> 4,000円(資料代・パソコン借用代含む)

<持ち物> 筆記用具 <講師> 本会職員

<その他> 文字入力ができる方を対象とします。



## 税理士による無料相談

<日時> 5月8日(火)・6月12日(火)

【予約制】午後1時30分～(お1人様30分程度)

<会場> 青色会館 2階(相模原市中央区中央3-11-5)

<相談内容> 相続税・贈与税・法人の設立・所得税・

消費税等の税務に関する個別相談

<相談員> 本会 税理士部会員

<その他> 税理士関与されていない方

相談日の1週間前までに電話にてご予約ください。



平成30年5月25日(金)は第24回一般社団法人相模原青色申告会通常総会を開催いたします。当日は通常業務は行いませんのでご了承ください。

当会では記帳指導を通年、予約制で行います。事前にご予約をお願いします。なお、第1・第3土曜日も行っております。是非ご利用ください。

女性のみなさまへ

# 第43回 女性部総会

開催のご案内

- <日時> 平成30年5月23日(水)  
受付：午前10時30分から / 開会：午前11時から
- <会場> 青色会館 3階会議室（相模原市中央区中央3-11-5）
- <議題> 1. 平成29年度事業報告承認に関する件  
2. 平成29年度収支決算報告承認に関する件  
平成29年度監査報告  
3. 平成30年度事業計画報告に関する件  
4. 平成30年度収支予算報告に関する件  
5. 女性部規約第8条改正に関する件  
6. 役員選任に関する件



- <申込み> 5月11日(金)までに事務局 (TEL756-4104) へ
- <その他> 女性の青色申告会会員、及び会員の奥様はどなたでも女性部の活動に参加できます。駐車場は特別用意しておりませんので、乗り合わせの上、お越しください。

## 生命保険無料相談

認定生命保険士資格所有のファイナンシャル・プランナー  
による生命保険の無料相談

- <日時> 5月19日(土)・6月16日(土)  
各日とも午前10時～1日3組限定(要予約) お1人様2時間程度
- <会場> 青色会館 2階（相模原市中央区中央3-11-5）
- <内容> 必要保障額が知りたい、今の保険内容を知りたい、生命保険料の負担を減らしたい、保険料を比較したい・見直したい等、保険に関することでご心配なことをご相談ください。生命保険に関する基本的な知識の確認及びあらゆる選択肢のメリット・デメリットを開示します。その他、資産運用等の相談にも応じます。
- <その他> 当日の保険販売等はありませんので、ご了承ください。  
ご予約は1週間前までに青色申告会まで、電話かFAXをお願いします。

## 記帳確認・相談はお早めに！！

記帳指導は予約制となります。まずはお電話を！

☎042-756-4104

- ☆帳簿の書き方や会計ソフトなどの相談を受け付けています。  
開業したばかりで、まだ記帳していない。何から手をつけたら良いかわからない。  
会計ソフトを利用しているけど・・・入力した内容を確認したい。  
会計ソフトを使ってみたい。決算や申告はどうするの？
- ☆複式簿記で65万円控除のはずが・・・  
確定申告になると貸借対照表が合わない。間違いを指摘(訂正)される！  
日々の記帳や毎月の試算表(帳簿の締め)が重要です。  
早い時期から帳簿の間違ひを見つけて直しましょう。  
試算表がピッタリ合うと気分が良いし、確定申告もスムーズに出来ます。

- ☆減価償却計算書を作成します。  
今年の減価償却費はいくら？ 30万円未満だと1年で全額経費になるの？  
新しく資産を購入した。車を買って替えた。不動産を改修した。 など  
早めに準備をして、確定申告の時間を短縮しましょう。

- ※青色申告会のコンピューターに減価償却資産を登録された方には、減価償却計算書を決算・申告時期に印刷してお渡しいたします。決算書に書き写す必要はありません。まだ登録をしていない方は、昨年の決算書をお持ちください。(費用は印刷代のみ)
- ※平成30年になって、新規に減価償却資産(10万円以上の建物や車両など)を購入、又は買い替え・売却・廃棄をした方は明細書等をお持ちください。

- ☆早いうちから、確定申告や消費税申告についての相談も！  
e-Taxを利用したい！ 医療費控除は？ 住宅借入金等特別控除は？  
今年から年金を受給している。生命保険の満期金を受け取った。  
売上が1,000万円を超えたら消費税？ など

### 『お持ちいただくもの』

- 現金出納帳、経費帳、元帳、振替伝票など現在つけている全ての帳簿
- 前年の青色申告決算書(収支内訳書)・確定申告書・消費税申告書
- 領収書・請求書・支払明細書・事業用通帳・税務署届出控え
- 減価償却資産(車両・建物・パソコン等)の購入明細書
- 質問したいことに関係のある書類 など